

## 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

倉敷市教育委員会では、法の趣旨に則り、次のとおり点検・評価を実施します。

### 1 点検・評価の対象年度

令和5年度（前年度の事務が対象）

### 2 報告書の内容

#### （1）教育委員会の活動状況

- ア 教育委員会議の開催状況
- イ 教育委員会議決案件
- ウ 教育委員会議以外の活動状況

#### （2）教育委員会における事務の点検・評価

##### ア 評価指標の分析

倉敷市教育振興基本計画の14の基本施策ごとに掲げた数値目標（評価指標）について分析を行います。

##### イ 施策を推進する主な事業の評価

施策を推進する主な事業（年度当初に策定した倉敷市教育行政重点施策の主要事業）を対象に評価を行い、各事業の「目的」「実績」「今後の方向性」について記述します。

##### ウ 基本施策ごとの課題と今後の取組み方針

14の基本施策ごとに、課題と今後の取組み方針を箇条書きで記述します。

##### エ 学識経験者の意見

点検・評価の方法及び結果について学識経験者から意見を頂きます。

### 3 公表

報告書を議会に提出するとともに、本市のホームページに掲載します。